

## 平成28年第2回総合教育会議 会議録要旨

- 1 会議期日 平成28年8月23日(火)  
午後1時～午後2時
- 2 会議場所 合志市役所 西合志庁舎 2階庁議室
- 3 出席委員 荒木義行市長 教育長職務代理者 高見博英 委員 塚本小百合  
委員 坂本夏実 委員 緒方克也 教育長 惠濃裕司 (6名)
- 4 欠席委員 なし
- 5 職務のために出席した者  
教育部 安武祐次部長  
学校教育課 田中正浩教育審議員  
北里敦指導主事  
嶋崎佳子指導主事  
鍬野文昭課長  
右田純司総務施設班長  
上村祐一郎主幹  
生涯学習課 岐部則夫課長  
人権啓発教育課 三苫幸浩課長  
政策部 坂本政誠部長  
企画課 大茂竜二課長  
牧野淳一企画広報班長 (12名)
- 6 会議の公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴者 青山隆幸(市議会議員)
- 8 会議議事

○大茂竜二課長：ただ今から第2回総合教育会議を開会します。まず、合志市長、荒木市長よりごあいさつをお願いいたします。

○荒木義行市長：猛暑が続くなか、皆様方には大変お忙しい中に、本日の合志市総合教育会議にご出席いただきありがとうございます。

また、4月の地震から早いもので4か月が過ぎましたが、まだまだなんとなく下を向いて歩きがちというときに、リオのオリンピックで日本選手が本当に活躍をしていただきました。私は、メダルを取った方も当然賞賛に値しますが、メダルを取れなかった方々の環境とかをテレビ等で見せていただきましたが、本当に長い苦労の中に華を咲かせた人、まだまだ苦労の中にある人も、スポーツでがんばっていただくということは、引いてはその国、またその地域にも元気がでるといふことで、改めて今回の日本選手団の活躍というものに対して、熊本地震復興という意味で

は我々も熱いものを感じさせていただきました。

また、生涯学習の施設等々が、一番市民の生活、またスポーツ、文化の中心に使っていただいている施設が未だ復旧の目途が立たないということで大変ご苦勞をおかけしております。こういったことに対しましてもしっかりと一日も早い復旧ができるように対応をしていきたいと思っております。

また、今回、塚本さんには教育委員という大役を気持ちよくお引き受けいただきました。新しいメンバーに加わっていただいて、そして、この総合教育会議がさらに充実発展をしていくように市長部局併せて教育部局とがんばっていききたいと思っておりますので、どうぞ皆様方には自由にいろんな提案等もしていただければありがたいと思っております。

今日の議題は、担当課の方で進めさせていただきたいと思っておりますので慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○大茂竜二課長：ありがとうございます。議題に入ります前に事務局よりお知らせがあります。この会議は、合志市総合教育会議設置要綱第6条に基づき原則公開の会議となっておりますので、傍聴がいる場合には入っていただくこととなっております。

本日は、1名傍聴がおられますのでご了承願います。

また、同要綱第7条に基づき会議録を作成し公表しております。この会議では録音しますのでご了解をお願いいたします。

また、作成しました会議録はホームページにて公表することとなっております。後日、会議録を送付いたしますのでご確認をお願いします。

会議録の作成のためご発言の際には、お名前をお願いしたいと思います。それでは、同要綱第4条に基づき総合教育会議は市長が招集し総合教育会議の議長になるとありますので、市長に議長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

## ・ 議 事

### (1) 教育大綱について

○荒木義行市長：それでは要綱に従いまして、私の方から議事進行係を務めさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

それでは議題に入ります。議題1、教育大綱について、担当課からの説明をお願いいたします。

○牧野淳一企画広報班長：企画課の牧野といたします。どうぞよろしくお願いします。

それでは、教育大綱についてご説明申し上げます。

まず策定の経緯でございますが、教育大綱につきましては、ご承知のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が協議・調整し、地方公共団体の長が策定するものとされております。

そのため、昨年5月の第1回総合教育の中で、教育大綱について、議論していただいているところです。

その会議のなかで、大綱につきましては、昨年度がちょうど策定年度でありました教育基本計画の基本方針の部分を大綱に読み替えるということになっておりましたが、その後、大綱に具体的な中身を謳うのはどうかとのご意見があり、別に大綱を定めることになった次第です。

その大綱ですが、策定につきましては、教育基本法並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、国の教育新興基本計画を参酌して地域の実情に応じて策定するとあります。しかし、本市には今年度から8年間で計画期間とします合志市総合計画を策定しておりまして、この総合計画は市の最高位の計画でありますし、もちろん教育基本計画もこの総合計画と整合性を図って策定されていますことから、総合計画の施策の大綱にあります「教育の健康」の部分をそのまま「教育大綱」としたいと考えております。

その件については、事前に学校教育課とも協議を行い、内容についても了承を得ているところでございます。

それでは、次に中身についてご説明いたします。先にお配りしております、教育大綱（案）をご覧ください。

1枚開いていただきまして、目次とその下には、策定の目的と根拠法令を記載しております。

次に、1ページの「はじめに」では、市長の挨拶文という形で、子どもたち、教育をとりまく国の動向と本市の教育に対する決意を記載しております。

次に2ページです。まず、1番目として大綱策定の趣旨でございますけれども、法律に基づく大綱の策定理由を記載しております。

次に、2番目として大綱の位置付けでございますが、ここに、総合計画との整合性となぜ教育の健康なのかという説明を記載しております。

3番目については、期間でございます。期間につきましては、おおむね4、5年が好ましいとありますが、市の総合計画の期間が8年でありますので、総合計画と合せて8年としております。

4番目の基本方針につきましては、教育基本計画の基本方針を抜粋しまして、教育基本計画との整合性を図っております。その下には、体系を

イメージしたものを記載しております。

最後に、5番目といたしまして、大綱を記載しています。

ここでは、先ほども言いましたとおり、総合計画の政策の一つである教育の健康の5つの施策をそのまま記載しております。

1つ目に「義務教育の充実」、2つ目に「生涯学習の推進」、3つ目に「生涯スポーツの推進」、4つ目に「人権が尊重される社会づくり」、5つ目に「歴史・伝統・文化を活かした郷土愛の醸成」の5つの項目を掲載した内容となっております。

簡単でございますが、説明については以上です。

- 荒木義行市長：今説明がありました、何かご意見はありませんか。
- 高見博英教育長職務代理者：「義務教育の充実」から5番目の「歴史・伝統・文化を活かした郷土愛の醸成」までについてですが、教育委員会が計画しました基本計画では、人権は4番目で歴史は3番目と先にきて順番が逆になっていますが、これは意図的なものですか。
- 牧野淳一企画広報班長：まず、大綱では5つの項目となっておりますが、教育基本計画では生涯学習に関する部分が、生涯学習と生涯スポーツが一つに合されて、4つの項目で表現されています。  
順番につきましては、企画課としては、市の上位計画である総合計画と整合性を図るため総合計画と同じ表記としています。
- 荒木義行市長：ということは、別に順番を変えても、大綱なので教育の現場としては最高峰となる。教育基本計画は基本計画であって、大綱が最高峰だから縛られているわけではない。考え方は整合性を図る。順番は変えてもいい。ということ踏まえて、この場で提案をしていただきたいと思います。
- 恵濃裕司教育長：私は、順番は変えなくてもいいと思います。大綱を出す前には教育委員会で十分検討してご提案をしております。ただ、整合性ということについては、厳密には見ていなかったわけですが、網羅されているという考え方でいいのではないかと考えております。
- 荒木義行市長：順番が早いのが、優先度が高いだろうと取られる場合もありますので、順番というのは大切だと思います。教育委員会として、現場を含めてどれも大事ですけど、その中でも優先度が必要だということであれば、企画課の方で変えることは問題ないですか。
- 牧野淳一企画広報班長：問題ないです。
- 恵濃裕司教育長：そうことであれば、人権教育というものを上位に出していただいた方が学校の取り組みとはマッチしていくのではないかと思います。
- 荒木義行市長：となるとこの5つの順番は、基本計画ではどうなっていますか。
- 牧野淳一企画広報班長：4番と5番の「人権」と「歴史・伝統」という部分が教育基本

計画では、上位が「歴史・伝統」が先に来て、次に「人権」となっています。教育基本計画との整合性という部分で大綱では4番目に「歴史・伝統」をもってくるということによろしいですか。

- 恵濃裕司教育長：そのほうが取り組みやすいかなと思います。
- 荒木義行市長：それでは、「義務教育」が1番、「生涯学習」が2番に、「生涯スポーツ」が3番、「歴史・伝統」が次に来て、「人権」が、列状は最後ということでもいいですか。序列ではなく並列です。ただ見方によって先に出ているものが上だと誤解されがちですので、基本は、どれも大切な並列と。ただ、文書上何かを1番、2番と書かないといけないということで順番として、「人権」と「歴史」を入れ替えるということによろしいですか。
- 恵濃裕司教育長：学校でいろんなことを取り組んでいくときに、人権の尊重というものは、いろんな教育の基盤になっています。土台を支えるのが人権である。という考え方をするならば、この「人権が尊重される社会づくり」を土台にした形で進めていく考え方ならばそれでオッケーだと私は思います。
- 荒木義行市長：横断的施策というものがあります。人権の尊重というものは横断的にどの項目にでも入っているので、項目としては4つという書き方も出来る。あるいは、人権が尊重されるというものを基本方針に入れるやり方もある。そうすると「義務教育」、「生涯学習」、「スポーツ」、「歴史」のどの施策にも人権が入る。ただ、人権だけを取り出すと施策の中の一つという捉え方になりますが、人権が尊重されるというものを大きな頭に置くというどの施策にも入る書き方もできます。  
教育長の言われたとおり義務教育にも人権という考え方で捉えることができます。
- 安武祐次教育部長：私も同じ意見でいいと思います。教育基本計画の中では、生涯学習の推進と生涯スポーツの推進については統一して実施計画的に掲げていくことになっています。  
大綱では、人権が尊重される社会づくりを横断的に一番に掲げてもいいと考えます。
- 荒木義行市長：整理しますと3ページのイメージの政策「教育の健康」5つの取り組みとある、その間に横断的に「人権が尊重される社会づくり」というものをベースにあげて4つの取り組みという形になる。人権というものを一つのテーマとして、全ての考え方の中の基本に人権の尊重において、4つの取り組みにかかるようにするということですか。総合計画と違うわけではないので、4つの取り組みの上に言葉が出てくるということでもいいですか。
- 坂本政誠政策部長：もう一つの考え方としては、5つの取り組みですので、5つの項目

とも並列であるという考え方の基に4、5ページのところに1から5という番号がありますけども、これを「○」としたらどうでしょう。1番、2番、3番という考え方だから1番が先に5番が後という考え方になりますので、番号を入れずに「○」として、5つの施策を同じくやっていくという考え方もあると思います。

○荒木義行市長：だから、数字を入れても入れなくても「人権が尊重される社会づくり」というのは重点目標に置くとなった場合に義務教育と並列として取り上げているから横断となれば横断的施策と書けば一番分かりやすいのではないか。そして、○義務教育の充実、○生涯学習の推進とすればいい。人権というのは基本で、その上に全てが乗っかっている。

これは市長部局の考え方より、教育ですから教育の現場からの声を基本にされた方がいいと思いますけど。

○高見博英教育長職務代理者：今、市長が言われた中で、教育の現場がどう捉えるか検討する上での基本的な考え方をするものが大綱であるという捉え方をすると、やはり人権教育については、ここに掲げてある5つの大きな項目の一つとして、人権教育も大事にしていくという考え方で学校としては捉えた方がいいような気がします。もちろん基盤としての人権教育があるけれども、結局、大元では児童生徒の健全な育成を図るというのが基盤になっているわけです。健全育成をするためには、人権教育も大事だし、義務教育に取り組むいろんな大事なことがあるという捉え方もできはしないかと思うわけです。

ですから私としては、人権というものが、項目の中の大事な一つという捉え方のほうがかえっていいような気がします。

○牧野淳一企画広報班長：では、人権と歴史の順番を入れ替えるだけということによろしいですか。

○高見博英教育長職務代理者：私が言いたかったのは、私たちが教育委員会の中で検討してきた教育基本計画の取り組み方針の順番と大綱での順番が変わっているから、意図的なことがあってのことかということですが、順番というのは、政策をする上での順番ではなくて、項目の一つと捉えれば、これが入れ替わっていても問題ないわけです。

ところが、施策の中の重点の順番を意識しているから入れ替わっていると捉えるならば、私たちはしっかりと協議をして確認しておかないといけない。教育委員会としても順番を考えているわけではなく項目として5項目を出しているわけですから、そこで私が聞いたところです。

○牧野淳一企画広報班長：これはあくまでも総合計画と順番を同じにしているというだけですので、あとはご意見をいただいて変えることは可能です。

- 高見博英教育長職務代理者：それなら、そこは教育基本計画とは順番が違うところはあるけれども、やることは同じだからそのままでもいいという捉え方があれば、この順番でも私は差支えないような気がします。
- 荒木義行市長：教育基本計画に準じて順番も同じにした方がいいです。基になる計画があるのだから、それと一緒に順番の方がいいと思います。  
今、言ったように、頭の1、2の番号を外して、人権と歴史を入れ替えて、もちろんこのイメージの部分も入れ替えて、項目の頭は「○」、そうすれば順番ではない。よろしいですか。
- 坂本政誠政策部長：3ページの基本方針の中で、ちゃんと「一人ひとりの人権が尊重され誰もが生き生きと社会参加ができる環境作りに努めます。」と謳ってありますので、その中でも社会づくりは人権の部分について取り組んでいく必要があるわけですから、そういう意味で、今言われたようにどちらかに合せるということだけでいいかなと思います。
- 荒木義行市長：この数字を外すことに問題はないの。
- 牧野淳一企画広報班長：ないです。
- 大茂竜二企画課長：ちなみに3ページのイメージ図の順番も入れ変えるということで。
- 高見博英教育長職務代理者：それを受けると3ページの四角の中の並べ方も、今はうまく三角形に見た目良くなっていますが、入れ替えると歪になりますので、逆に頭を揃えたほうがよくなると思います。
- 荒木義行市長：配慮をお願いします。他にありませんか。
- 鍛野文昭課長：私が言っているかわかりませんが、3ページの基本方針の中の「学校教育については」以下は、4ページの「義務教育の充実」でも上段の部分に書いてあります。基本方針で「学校教育については」、と学校教育だけのことがここで書いてありますが、大綱に謳っているので、基本方針の「学校教育については」以下は抜いてもいいのかなと思いました。書くのなら他の生涯学習の部分など他の項目も書く必要があるのではないかなと思いましたので意見を述べさせていただきました。
- 荒木義行市長：この総合教育の原点に戻りますが、子どもも大人も全部ということですか。義務教育のことだけ捉えている訳ではないわけですね。
- 安武祐次教育部長：自治体によっては、学校だけ、義務教育だけに特化した大綱を作っているところもあります。それはその自治体の考え方ですのでそれぞれで大綱は作ってあります。
- 恵濃裕司教育長：策定は市町村ですので、やはり義務教育という形でどう考えていくのが大事であります。今課長から言われました「学校教育については」という部分については、残した特化した書き方も不自然ではないと私は思います。やはり義務教育への地域の方々の期待はそうとう重いものが

ありますので、私たち、子どもたちの教育を預かる教育委員会としてはしっかり義務教育に取り組んでいきたい、その思いをここには入れさせていたいただきたいと思っています。

- 荒木義行市長：基本方針のところは総合計画で謳ってある文章そのものですか。
- 牧野淳一企画広報班長：いえ、この教育基本計画の基本方針からです。
- 荒木義行市長：読んでいて言われているところを見ると5行目、云々で「努めます。そして、市民が地域人材としていきいきと教育活動に参画し、未来を担う子どもたちをみんなで」云々と、こっちにつながってしまうと子どもの話しにだんだん集約してしまう。「未来を担う子どもたちをみんなで見守り」、これらが目的のようになってきて、だから学校教育もという形に文章が繋がっていく。
- 坂本政誠政策部長：もし学校教育という部分で先ほど教育長が言われように、合志市としては未来を担う子どもたちに力を入れたいということであれば、学校教育についての前に、「特に」、という言葉を入れて、「特に学校教育については」とすれば、学校教育がクローズアップされますので、思いがあっての記載になると思います。
- 荒木義行市長：「義務教育の充実」に書いてある文章が基本方針にも重複して出てくる。「義務教育の充実」の部分に同じように書いてあって、それを吐出して更に抽出して書いてあるという感じがある。  
「市民が地域人材として生き生きと教育活動に参画し」まではいいが、無理して見てしまうと、子どもたちを見守るためにみんなで参画しなさいとなる。ただ、さらっと流せば、生涯学習の部分と生涯スポーツの部分がこの行に入っていないから、ただ参画するということになっている。だから、「そして」以下の部分を、「市民が地域人材としていきいきと教育活動に参画します。」といったん切つてしまえばどうだろうか。このままだと、未来の子どもたちを守るために参画しなさいという文章につながってしまうと思うが。
- 高見博英教育長職務代理者：となると大綱としては、社会教育の普及のところになると上の5行に集約されていて、「そして」以下が、学校教育を念頭に置いたところでの文言になっているから、それを一切削除してしまうとその文言は義務教育の充実の中身のところで活かされてくると思う。
- 荒木義行市長：だから、「学校教育」のところを外す。また、「教育活動に参画する」の後に、「子育て支援日本一のまちづくり」という前期総合計画の横断的課題は考え方として全ての施策に生きていますので、子どもたちを守るといことは大きな考え方には生きています。ここと次が重複しているから、その辺を分ければ、子どもをみんなで守ることも大事なことで、大人



も自分たちが学ぶことも大事だから、どちらも大事な内容として、並列してあるような文章にすればいいのではないですか。

ここで暫時休憩します。

○荒木義行市長：暫時休憩に引き続き審議に入ります。

鉾野学校教育課長からありました基本方針の「学校教育について」の記載につきましては、検討した結果、教育大綱の基本方針を総合計画の基本方針と入れ替えさせていただきたいと思います。

他にありませんか。

○北里敦指導主事：3ページのイメージの図についてですが、教育の基本テーマである「未来を拓く心豊かな人材を共に育む」、と、教育委員会の基本目標の「豊かな人間性」云々と書いてあるのは、本年度の教育の基本テーマと教育の目標です。昨年度は、基本テーマが「未来を築く心豊かな人材を育む」となっておりまして、来年度この基本テーマを変えることも十分考えられます。そうすると8年間に渡って大綱に基本テーマと基本目標を入れるのはどうかと思いますがいかがでしょうか。

○荒木義行市長：今、北里委員のほうから意見がございました。イメージの部分の教育委員会の基本テーマを8年間使うには、その年度ごとに変更する恐れがあるので、逆にイメージというのはないほうがいいのではないかと。自由な年度年度の基本テーマが決めることができるのではないかというお話ですが、となると教育委員会の基本目標は今から変わる可能性があるということは、この部分には一切個々の部分は書かない方が、自由度が増すということですね。

○北里敦指導主事：あえていうならイメージのところの「教育の健康」のところの5つの部分は普遍的な物だと思いますので、この5つの部分は書かれても十分だと思います。

○荒木義行市長：今、意見がありましたこのことについて、どうぞ意見をお願いします。

○高見博英教育長職務代理者：教育大綱というものは、何年間を目標としてつくるものではなくて、毎年、教育大綱を確認していくのではないですか。一切変更しないということではなくて、1年ごとに教育大綱を確認していくと思います。

○牧野淳一企画広報班長：教育大綱というのは、市でいう総合計画と位置付けが一緒で、教育の部門の総合計画だと思いますので、計画期間を定めているのだと思います。特に何かあった時の見直しは可能だと思いますが、毎年変えていくのは違うと思います。

○高見博英教育長職務代理者：だから今言われた毎年毎年必要な事項が出てくるとすれば

教育大綱のその部分の変更もしていくべきではないのですか。8年間決めたから全部変えないで8年間通すものではないと思います。そうならば、総合教育会議は教育大綱を作る1回だけすればいいということになります。しかし、総合教育会議は、毎年実施する必要があるもので、教育大綱についても確認をしていくべきではないかと僕は思います。

○牧野淳一企画広報班長：確認は必要だと思います。ただ、先ほど言われた基本テーマのように毎年変わるようなものについてはあえて書かない方がいいと思いますので、この部分については削除したいと思います。

○荒木義行市長：俗にいう基本計画があって実施計画があります。実施計画は毎年見直しをかけてその時に合ったものを作っていきますが、大綱は憲法のようなもので、考え方、理念の部分です。理念はそう変わるものではないので、文章等で変わるものがあるとすれば、文章は残さない。事務局としては、そっちの方が使いやすくなるだろうという意見だと思います。イメージについては、分かりやすくしようと思った配慮の問題だと思いますが、省くということをお願いをしたいと思います。

○坂本政誠政策部長：先ほど言われた総合計画と整合性を合わせるということであれば、政策の6つを書いて、その中の「教育の健康」から5つの取り組みという形だといいます。

○荒木義行市長：ようするに総合計画には、こういう6つの計画がありますと、そのなかとの整合性を合わせるために教育の健康というものを今回のイメージの中に入れる。

○牧野淳一企画広報班長：総合計画との整合性を説明する図にすればいいですね。

○荒木義行市長：総合計画に準ずるとなれば、8年間がこの教育大綱と一致してくる。だから変えるものは実施計画で年度によって謳うということですね。それではまとめます。

修正については、本日の一致点を整理した後に、もう一回、教育委員会、市長部局のそれぞれの部署で確認を取ってもらい、最終的に合意が出たものを教育委員に送るという形にします。そして、合意が取れたものを教育大綱として定めたいと思います。

それでは企画のほうで改めて指示をしますので、整理検討してください。

## (2) その他

次に(2)その他とありますが何かありますか。

ないようでしたらこれで終了させていただきます。

○大茂竜二企画課長：ありがとうございました。これで閉会いたします。